

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令案 について（概要）

1. 改正の趣旨

- 特定一種病原体等所持者については、「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画」（平成 28 年 2 月 9 日国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議決定）において、「BSL4 施設を中核とした感染症研究拠点の形成について、長崎大学の検討・調整状況等も踏まえつつ、必要な支援を行うなど、我が国における感染症研究機能の強化を図る。」とされている。
- 今般、国立大学法人長崎大学において、特定一種特定病原体等所持者として厚生労働大臣から指定をうける準備が整ったとして、書類の提出等がなされ、指定をして問題ない旨が確認されたところ。
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）では、特定一種病原体等所持者とは「(国又は) 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）その他の政令で定める法人」と定められていることから、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成 10 年政令第 420 号。以下「感染症法施行令」という。）において、特定一種病原体等所持者の指定の対象となる法人として、国立大学法人長崎大学を新たに定める必要がある。

2. 改正の概要

- 感染症法施行令に、感染症法第 56 条の 3 第 2 項の政令で定める法人として新たに国立大学法人長崎大学を定める。
- その他所要の改正を行う。

3. 根拠条項

感染症法第 56 条の 3 第 2 項

4. 施行期日等

公布日 : 令和 6 年 12 月下旬（予定）

施行期日 : 公布日